

青木村住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和5年4月1日

1 背景

村は、平成28年8月に策定した青木村耐震改修促進計画（令和3年3月改定）に定める住宅耐震化率（90%）の目標達成に向け、住宅所有者に対する普及啓発及び耐震化に要する費用への助成事業による財政的支援を積極的に行い、住宅耐震化の促進に取り組んでいる。

国は、住宅の耐震化促進には耐震化に係る費用負担の軽減とともに、住宅所有者の耐震化に関する理解を深めることが重要との考えを基に、平成28年度、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し積極的な普及啓発を行った地方公共団体に対し、重点的な支援を行うこととした。

また、長野県においても、平成29年度から既存住宅耐震改修補助事業における限度額を60万円から100万円に引き上げるなど県内の住宅耐震化を積極的に促進している。

そこで、村は、国や県の支援の下、住宅所有者に対し一層積極的な耐震化促進事業を実施するため、ここに青木村住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定する。

2 位置付け・目的

「青木村住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）」は、「青木村耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）」に基づき策定するもので、住宅耐震化の促進に向けた住宅所有者等に対する直接的な啓発や支援、改修事業者の技術力向上、村民への周知・普及等の取り組みの充実を図り、所有者等の経済的負担の軽減を図り、住宅の耐震化率向上を図ることを目的とする。

3 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、青木村内全域とする。

4 対象建築物

アクションプログラムの対象建築物は、建築基準法（昭和25年法律第20号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）前に新築工事に着手した個人の木造住宅とする。

5 計画期間

アクションプログラムの計画期間は、令和3年度から令和7年度までとする。

ただし、社会経済状況や関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じ検証見直しなどを行う。

6 取組内容

- (1) 住宅の所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・固定資産税納付通知書に「耐震診断・改修に関するお知らせ」を記載し送付する。
- (2) 耐震診断者に対する耐震化促進
 - ・村の耐震診断士派遣事業において耐震診断を実施した所有者に対し、耐震診断の結果を説明するとともに、耐震化の意識啓発及び補助制度の説明を行う。
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、住宅の耐震化の意識啓発及び情報提供を行う。
- (3) 耐震改修事業者の技術力向上に係る取組
 - ・アクションプログラムを総合的に推進するため、県及び関係団体等と連携し、所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できるよう、講習会の開催及び改修事業者等のリストを作成し公表する。
- (4) 村民への周知啓発
 - ・耐震改修に係る村の補助制度等について、村の広報紙等に記載し村民に広く周知する。
 - ・村民を対象とした、耐震化促進に関する情報提供及び相談会等を行う。
 - ・耐震改修に関する村のリーフレットを作成・設置する。
- (5) 実績の公表
 - ・耐震診断実績件数及び耐震補強工事实績件数を村のホームページにより公表する。

7 補助実績

(1) 木造精密耐震診断実績

年度	申込み状況	総合評点結果			
		1.5 以上	1.0 以上 1.5 未満	0.7 以上 1.0 未満	0.7 未満
H23～R4	14 棟	0 棟	0 棟	0 棟	14 棟

(2) 耐震補強工事实績

精密診断の結果、耐震性を満たさない（総合評価が 1.0 未満）住宅の所有者に対し、耐震補強に要した費用の一部を補助する。

年度	耐震補強工事实施状況
H23～R4	2 棟

8 令和 5 年度の実績目標

- (1) 住宅に対する無料耐震診断棟数 1 棟
- (2) 住宅に対する耐震改修工事費補助棟数 1 棟